

# 第9期刈谷市介護保険事業計画・ 刈谷市高齢者福祉計画 概要版

---

令和6(2024)年度 ▶▶▶令和8(2026)年度



# 1 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨と背景

介護保険制度は平成12年（2000年）に創設され、20年以上が経過しています。その間も状況に応じて見直しが行われてきました。団塊の世代が75歳となる令和7年（2025年）が近づくなかで、さらにその先を展望すると、令和22年（2040年）に向け、すでに減少に転じている生産年齢人口の減少が加速するなかで、高齢者人口がピークを迎えます。さらなる要介護高齢者の増加が見込まれており、これらを踏まえた制度の見直しを進めることが重要となっています。

国では、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえて介護サービス等基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を検討することが重要であるとしています。

刈谷市（以下、「本市」という）では令和3年（2021年）3月に「第8期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画」（以下、「前回計画」という）を策定し、高齢者が不安なく、住み慣れた地域で自分らしく高齢期を幸せに過ごすことができるよう、施策を推進してきました。

前回計画の計画期間が令和5年度（2023年度）に終了することから、令和6年度（2024年度）を初年度とする「第9期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

また、介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとなっており、本計画もこの指針の内容を踏まえたものとします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」と、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく「市町村老人福祉計画」を一体的に策定する計画です。

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「刈谷市総合計画」、福祉分野の上位計画である「刈谷市地域福祉計画」や関連計画である「刈谷市障害者計画」、「刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画」、「健康日本21かりや計画」等と整合を図ります。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。また、中長期的な視点として、介護サービスの需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22年度（2040年度）や引き続き75歳以上人口が増加傾向にある令和32年度（2050年度）を見据えて計画を定めます。

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R32 2050
計画期間	第8期			第9期（本計画）			第10期				

### 4 国が示す基本指針の主な内容

介護保険法第116条第1項に基づき、国は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとされており、本計画も国から示されたこの指針を踏まえて施策を推進します。第9期計画における主な内容は以下のとおりです。

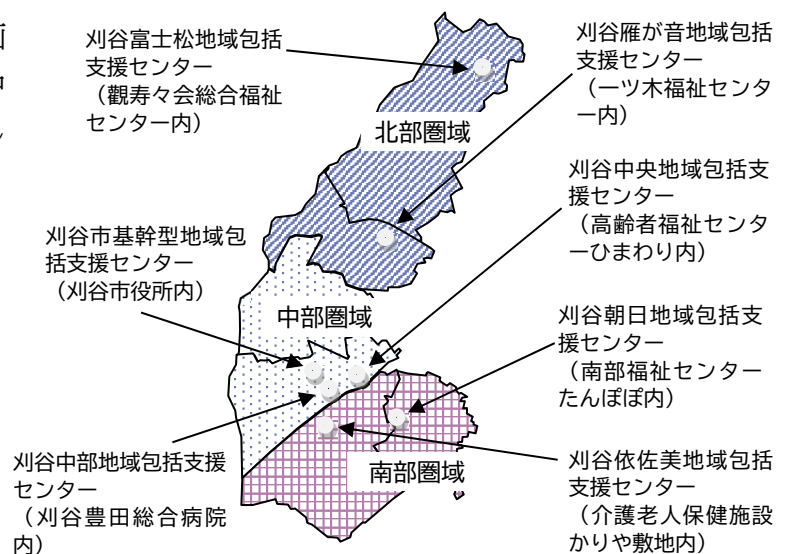
■第9期計画において記載を充実する事項

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

### 5 日常生活圏域

本市では、第3期介護保険事業計画以降、市内を2中学校区ごとに北部、中部、南部に分け、「日常生活圏域」としています。

また、地域包括支援センターの運営を適切かつ効率的に実施できる環境を構築し、高齢者福祉の充実を図るため、刈谷市基幹型地域包括支援センターを令和5年度（2023年度）から市役所で運営を開始しています。



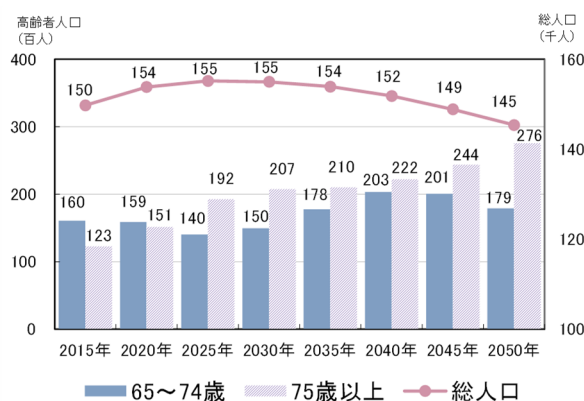
# 2 刈谷市の介護保険・高齢者福祉の状況

## 1 人口と高齢化の状況

本市の人口は増加傾向にありますが、推計によれば、令和7年（2025年）をピークに減少に転じる見込みです。

本市の高齢者人口を65～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分けると、前期高齢者数は令和7年（2025年）から令和22年（2040年）にかけて継続して増加し、その後減少傾向、後期高齢者数は継続して増加し、総人口に占める割合は令和7年（2025年）から前期高齢者の割合を後期高齢者の割合が上回る見通しです。

■総人口と高齢者人口の推移と推計

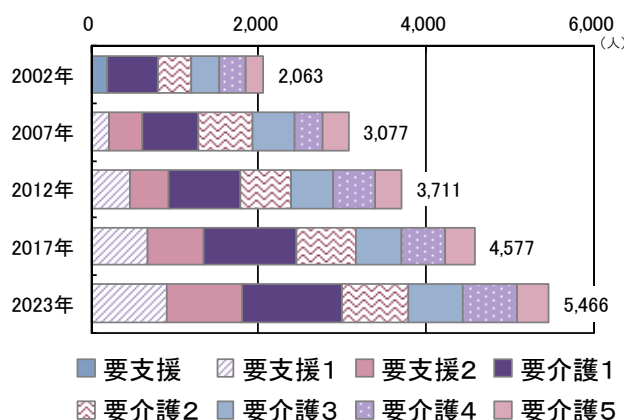


## 2 要支援・要介護認定者の状況

令和5年（2023年）9月末時点の要支援・要介護認定者数は、5,466人です。平成14年（2002年）と比較して3,403人増加し、2.6倍となっています。

年代別認定者の割合をみると、全体の49.5%が85歳以上となっています。また、年代別認定区分割合の状況では、65～84歳で要支援1、2の割合が高く、75歳以上で、要介護1の割合が高くなっています。

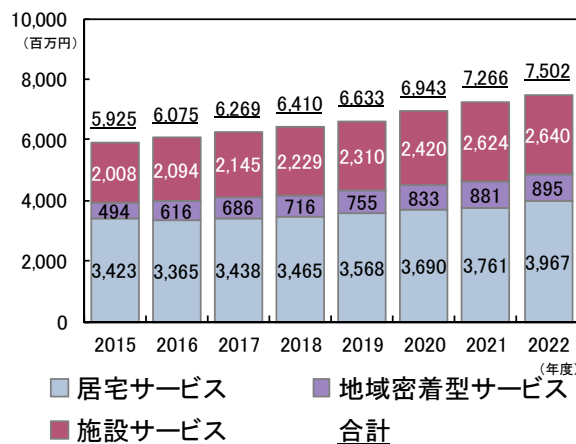
■要支援・要介護認定者数の推移



## 3 給付費の状況

本市のサービス給付費の推移をみると、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスのいずれも増加傾向にあります。総給付費に占める各サービスの割合は、令和4年度（2022年度）で居宅サービスが52.9%、地域密着型サービスが11.9%、施設サービスが35.2%となっています。

■各サービスの給付費の推移

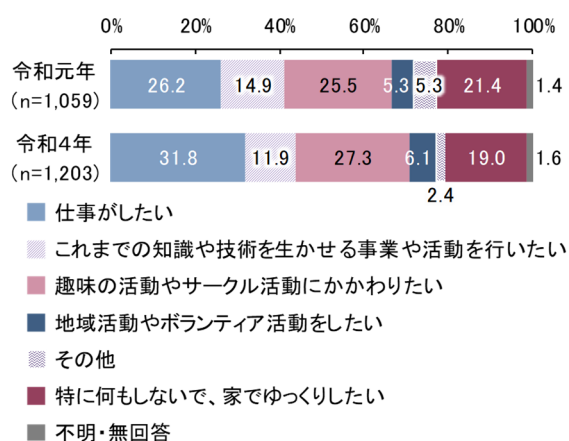


## 4 実態調査からみる高齢者等の状況

### (1) 社会参加や地域活動に関する状況

第2号被保険者が定年後や高齢期にどのような活動をしたいかでは、「仕事がしたい」が31.8%と最も高く、次いで「趣味の活動やサークル活動にかかわりたい」が27.3%となっています。令和元年と比べて「これまでの知識や技術を生かせる事業や活動を行いたい」、「特に何もしないで、家でゆっくりしたい」が減少し、「仕事がしたい（令和元年：新たな職場に勤めたい）」が大きく増加しており、就労の意欲が高まっていることがわかります。

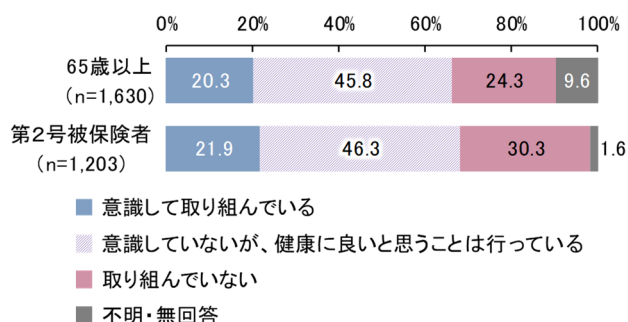
■定年後や高齢期の意向に関する経年比較（第2号被保険者）



### (2) 健康づくり・介護予防について

何らかの健康づくり・介護予防活動に取り組んでいる人の割合（「意識して取り組んでいる」と「意識していないが、健康に良いと思うことは行っている」を合わせたもの）が一般高齢者で66.1%、第2号被保険者で68.2%となっています。健康づくり・介護予防活動に取り組んでいない人の割合は一般高齢者で24.3%、第2号被保険者で30.3%となっており、第2号被保険者で取り組んでいない人が多くなっています。

■健康づくり・介護予防の取組状況

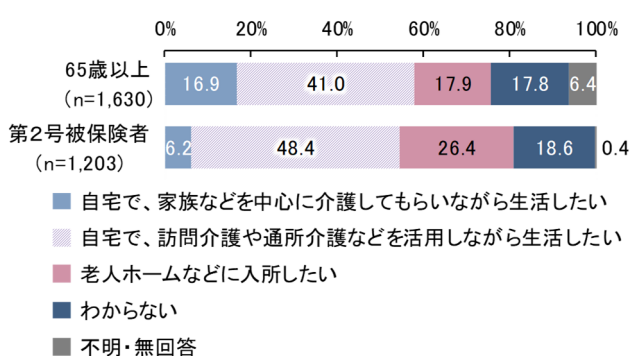


### (3) 今後の暮らしの意向について

介護が必要になった場合の今後の暮らしの意向では、「自宅で、家族などを中心に介護してほしい」を含めた、在宅での暮らしを継続したいとする割合は一般高齢者で57.9%、第2号被保険者で54.6%となっています。

居宅要支援・要介護認定者の今後の暮らしの意向では、「自宅で訪問介護や通所介護などを利用しながら暮らしたい」が51.2%、「自宅で家族以外の世話にならないで暮らしたい」が22.6%と、合わせて約7割が在宅での暮らしの継続を希望しています。

■自分に介護が必要になった場合の今後の暮らしの意向



※実態調査とは、令和4年（2022年）12月1日を基準日とし、実施したアンケート調査です。一般高齢者の対象は、要介護者を除く65歳以上の人です。第2号被保険者とは40歳から64歳を指しますが、調査対象は55歳以上の人です。



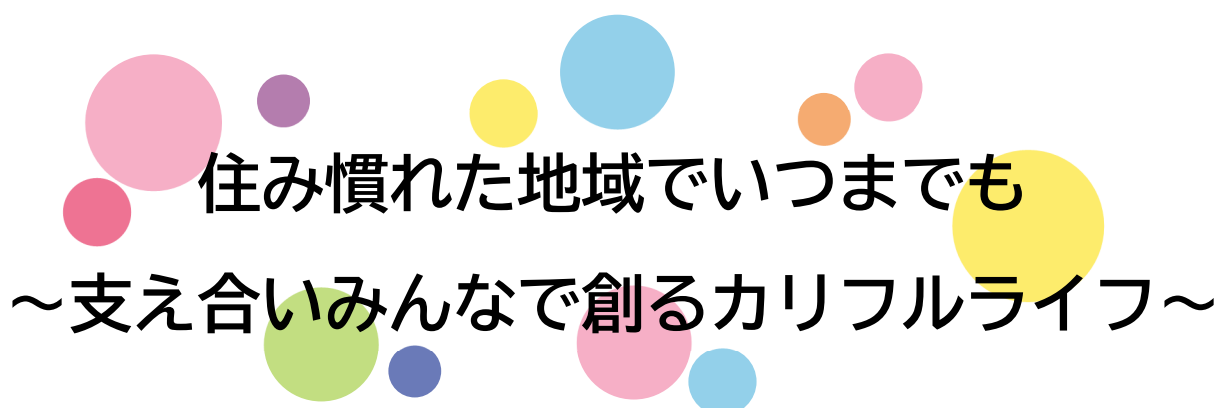
## 3 計画の基本理念・基本目標

### 1 計画の基本理念

本市では、第8期計画において、基本理念を「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまち かりや～支え合いみんなで創る持続可能な共生社会～」として掲げ、住み慣れた地域で自分らしく高齢期を過ごすことができるよう、住まい・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

今後、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となり、人口は減少に転じる見込みであるものの、その後も高齢者人口は継続して上昇することが見込まれており、介護サービス需要のさらなる増加、多様化することが想定されるため、中長期的な視点に立ち、地域の高齢者介護を支える人的基盤やサービス基盤を計画的に確保していく必要があります。

本計画では、これまでの基本理念を踏襲しつつ、中・長期的な見通しのもとで介護保険サービスの需要増加や高齢者の多様なニーズに対応するための体制整備を進め、これまで以上に誰もが安心して住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、次のとおり基本理念を掲げ、総合的な施策の推進に取り組みます。



- 「カリフルライフ」は「kariya (刈谷)」と「full life (充実した生活)」を合わせたもので、刈谷での充実した生活を表現しています。また「カリフル」は「カラフル」という言葉も連想できることから、多様性の意味合いも含み、自分らしく暮らせるまちとなることも表現しています。

## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 介護予防の推進 【アクティブライフ (Active Life)】

---

高齢者が可能な限り自立し、活力に満ちた生活を送ることができるよう、健康づくり・介護予防事業や生きがいづくりに関する取組を推進します。

### 基本目標2 地域での暮らしを支える体制整備 【サポートライフ (Support Life)】

---

地域包括支援センターを中心に、様々な主体が連携するとともに地域で支え合えるコミュニティづくりを推進します。また、様々な状況にある高齢者の生活を支える福祉サービスの提供や身近な場所での交流機会の充実を図るとともに、高齢者の移動や住まい等に係る支援を推進します。

### 基本目標3 在宅医療・介護連携の推進 【シームレスライフ (Seamless Life)】

---

医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、在宅医療と在宅介護の連携を強化します。また、日常の療養、入退院、急変時、看取りの各場面で適切に対応できる体制の整備に取り組みます。

### 基本目標4 認知症施策の充実 【ホープフルライフ (Hopeful Life)】

---

認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができるようにするとともに、その家族等も安心して生活を送ることができるよう、総合的な認知症施策を推進します。

### 基本目標5 安定的な介護保険制度の運営 【ステーブルライフ (Stable Life)】

---

介護サービス・介護予防サービスにおける利用者ニーズの把握とそれに合わせたサービスの供給とともに、利用者の状況に応じた適正なサービス利用を促し、安定的な介護保険制度の運営に努めます。また、介護人材の確保や感染症対策等に関する施策を講じることで、サービス事業者への支援体制を強化します。

## 4 施策の体系と重点取組

5つの基本目標を実現するために必要な各種施策を展開します。また、国が示す第9期計画の基本指針や、本市の課題を踏まえ、計画期間において特に注力して課題の解決にあたる取組を基本目標ごとに「重点取組」として位置づけます。

### 基本目標1 介護予防の推進【アクティブライフ（Active Life）】

施策の方向	重点取組	具体的な取組
(1) 健康づくりの推進		①生活習慣病予防対策
		②認知症予防対策
		③生涯スポーツの場の提供
		④保健事業と一体的に行う介護予防の実施
		⑤在宅等での健康づくり
(2) 高齢者の社会参加や就労等の促進		①高齢者の就労支援の充実や社会参加の促進
		②生涯学習活動の充実
		③生きがい活動拠点の運営と利用促進
		④老人いこいの場の開設
		⑤いきいきクラブの活動支援
		⑥交流事業の推進
		⑦敬老会事業の実施
(3) 生活支援・介護予防サービスの充実		①介護予防・生活支援サービス事業の推進
	重点	②介護予防普及啓発事業の推進
		③地域リハビリテーション活動支援事業の実施
	重点	④生活支援サービスの拡充策の立案

### 重点取組

#### 介護予防普及啓発事業の推進

- 65歳以上の人を対象に、口腔機能向上や低栄養防止、フレイル予防等の観点から栄養教室やげんき度測定、エンジョイ教室、カミカミ体操、高齢者が参加できる「通いの場」や、自宅で気軽に運動ができるオンライン体操教室の周知を図り、介護予防に取り組む機会を提供します。
- 保健事業や専門職との関わりを強化することで、自立支援・重度化防止に向けた内容の充実を図ります。

#### 生活支援サービスの拡充策の立案

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた実態調査の結果等をもとに地域が抱える課題やニーズを分析し、市民が必要とするサービスの創出を進めます。



## 基本目標2 地域での暮らしを支える体制整備 【サポートライフ (Support Life)】

施策の方向	重点取組	具体的な取組
(1) 地域包括支援センターの機能充実		①地域包括支援センターの運営
	重点	②地域ケア会議の充実
		③自己評価と市による評価の実施
		④基幹型地域包括支援センターの運営
(2) 高齢者福祉サービス等の充実		①高齢者の生活支援サービスの推進
		②家族介護者への支援
		③介護を受ける在宅高齢者への経済的負担の軽減
		④生活環境の改善への支援
		⑤安全・安心な生活への支援
(3) 住民主体の通いの場の充実		①地域介護予防活動支援事業の推進
		②地域サロン活動等補助事業の実施
		③あつまりんの開催と活動支援
(4) 高齢者に配慮した住まいの充実		①多様な高齢者向け住宅の情報提供
		②市営住宅のバリアフリー化
		③シルバーハウジングの運営
		④養護老人ホームの運営
(5) 高齢者の移動支援の充実	重点	①公共交通の充実
		②移動環境のバリアフリー整備
(6) 高齢者の権利擁護の推進		①高齢者の権利擁護事業の実施
		②高齢者虐待の早期発見
		③高齢者虐待発生時の適切な保護・支援

### 重点取組

#### 地域ケア会議の充実

- 医療、介護の専門家や地域団体等多職種の関係者が協働して、個別課題や地域課題を共有するとともに、高齢者の自立支援等について検討、推進する地域ケア会議を開催します。
- 地域ケア会議がそれぞれの地域づくりや政策の形成に結びつくよう、内容の充実や実施方法の見直しを行います。
- 医療、介護等の多職種の関係者が参加し、交流する自立支援型地域ケア会議を実施し、支援者の支援の幅を広げ、地域全体で高齢者を支える環境をつくります。
- 地域ケア会議で抽出した地域課題は、実際の地域づくりや政策形成等につなげるため、再度課題を共有し解決策を検討する場を設けます。

#### 公共交通の充実

- 刈谷市公共施設連絡バス「かりまる」において、利便性の向上を図るため、「地域公共交通計画」に基づき、充実・再編・運行体系の見直しやバス停待合環境の改善等、関係施策を推進します。
- 高齢者の買い物、通院等の外出を支援するデマンド交通の実証実験を実施するとともに地域住民と意見交換会を行い、地域の特性に応じた移動手段の検討を行います。
- 電車やバス等を利用することが困難な高齢者の外出を支援する高齢者タクシー助成制度について、利用率向上の改善策等を検討し、さらなる外出支援に向けた取組を推進します。

## 基本目標3 在宅医療・介護連携の推進【シームレスライフ(Seamless Life)】

施策の方向	重点取組	具体的な取組
(1) 医療・介護連携のための基盤整備		①地域の医療・介護資源の把握
		②在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の立案
	重点	③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
		④医療・介護関係者の情報共有の支援
		⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
(2) 医療・介護連携のための相互理解の促進	重点	①医療・介護関係者の研修
		②地域住民への普及啓発
		③在宅医療・介護連携に関する関係市等との連携

### 重点取組

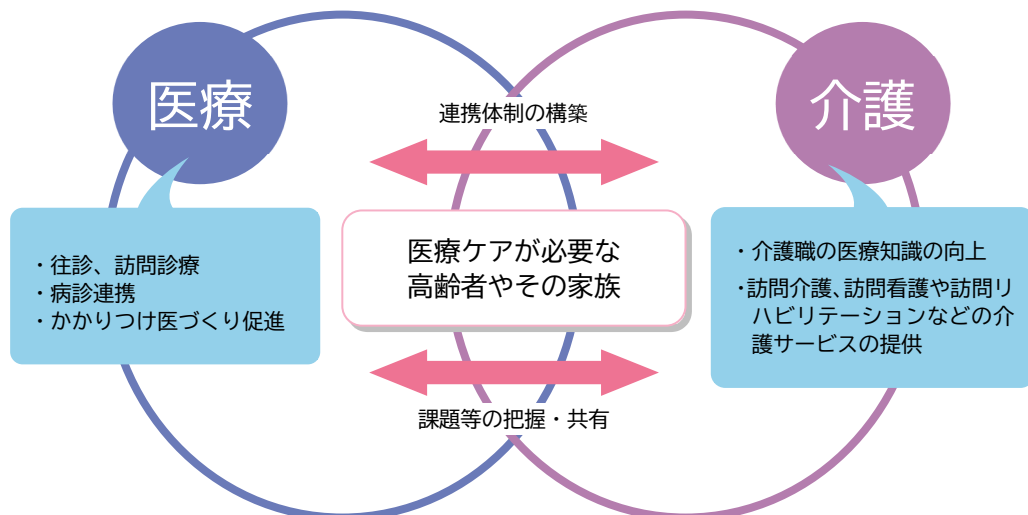
#### 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- 地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、支援が必要となる4場面（日常の療養支援、入院支援、急変時の対応、看取り）を中心に、切れ目なく一体的に在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築に向けた取組を企画・立案します。
- 今後のさらなる高齢化を見据え、医師会等との連携のもとで、看取り等に関する取組や認知症高齢者への対応を強化するための取組について検討を進めます。
- 多職種連携マニュアルの周知・活用を促します。
- 多職種での交流会を開催し、多職種連携の推進を図ります。

#### 医療・介護関係者の研修

- 地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会や介護関係者に医療に関する研修会等を開催します。

#### ■在宅医療・介護連携体制



## 基本目標4 認知症施策の充実 【ホープフルライフ (Hopeful Life)】

施策の方向	重点取組	具体的な取組
(1) 認知症の人を支える 地域環境づくり		①認知症サポーターの養成・活動支援
	重点	②チームオレンジの立ち上げと取組
		③行方不明高齢者等SOSネットワークの活用
		④はいかい高齢者搜索模擬訓練の実施
		⑤はいかい高齢者個人賠償責任保険事業の実施
(2) 認知症の人や家族への 支援体制の強化		①認知症ケアパスの普及
	重点	②認知症地域支援推進員の活動の推進
		③認知症初期集中支援チームの充実
		④認知症家族支援プログラムの実施
		⑤認知症介護家族交流会の開催
		⑥認知症個別相談の実施
		⑦認知症カフェの開催

### 重点取組

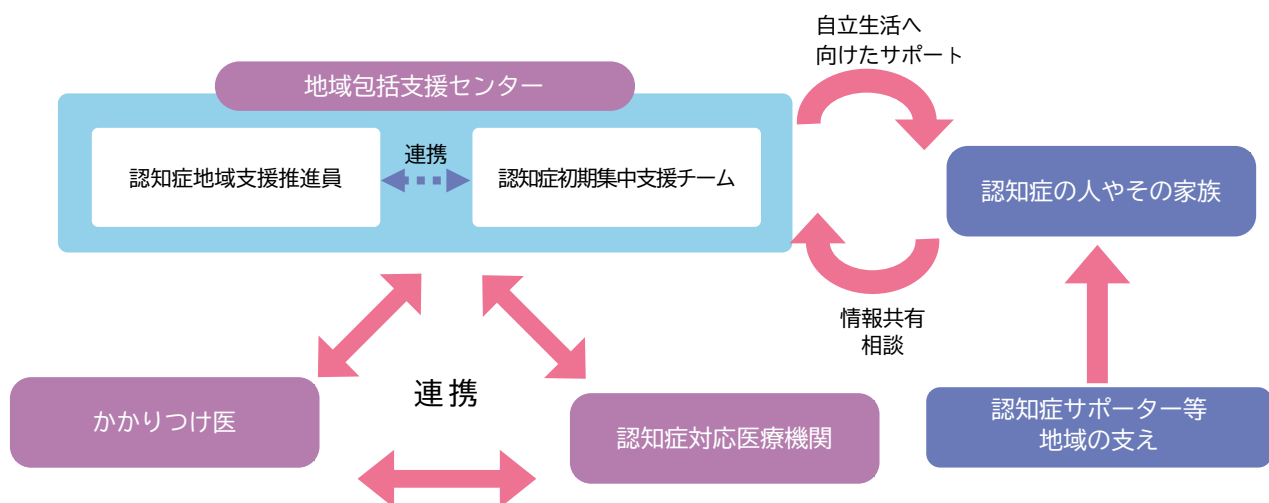
#### チームオレンジの立ち上げと取組

○認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した人を中心とした支援チーム「チームオレンジ」を立ち上げ、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みを構築します。

#### 認知症地域支援推進員の活動の推進

○各地域包括支援センターに配置している「認知症地域支援推進員」について、情報共有を図りながら地域の実情に応じて連携支援や相談支援等の活動の推進を図ります。

#### ■認知症支援体制



## 基本目標 5 安定的な介護保険制度の運営 【ステイブルライフ (Stable Life)】

施策の方向	重点取組	具体的な取組
(1) 多様なサービスの提供と利用支援		① 居宅サービス
		② 地域密着型サービス
		③ 施設サービス
		④ サービス利用のための情報提供
(2) サービスを支える基盤の強化		① 介護給付適正化事業の推進
		② サービス事業者振興事業の実施
		③ 介護相談員派遣事業の実施
(3) 介護支援専門員の資質向上		① 介護支援専門員への研修・相談等の実施
		② 主任介護支援専門員の資格取得等に対する支援
		③ 介護支援専門員支援体制の強化
(4) 介護人材の確保・育成	重点	① 多様な人材の確保・育成の支援
		② 介護職の魅力向上
		③ 離職防止・定着促進
	重点	④ ICTやロボットの活用・業務効率化の推進
(5) 災害や感染症対策等の推進		① 感染症の予防と感染拡大防止対策の実施
		② サービス提供に関する対策の実施

### 重点取組

#### 多様な人材の確保・育成の支援

- 初任者研修等の介護職の資格取得を支援します。
- 介護未経験者に介護について理解を深め、不安なく介護分野で働けるよう介護に関する入門的研修等を実施します。
- 国や愛知県等による介護人材確保に関する取組・制度の周知及び活用促進を図ります。
- 介護助手等の取組について情報収集を進めます。

#### ICTやロボットの活用・業務効率化の推進

- 国や愛知県等によるICTやロボット導入に関する取組・制度の周知及び利用促進を図ります。
- 指定申請や運営指導時の提出書類を削減するとともに電子申請の導入を検討し、事業所の負担軽減を図ります。
- 業務効率化等に取り組む市内介護サービス事業所の取組を他の事業所へ周知するなど、業務効率化等の取組を促進します。

# 5 介護保険事業費と介護保険料

## 1 地域密着型サービス及び施設・居住系サービスの整備目標

地域密着型サービスについては、認知症の人が今後も増えることが予想されることから、認知症対応型共同生活介護事業所（定員 18 人）の整備を進めます。また、本市には未整備のサービスである、医療的ケアが必要な在宅要介護者の対応が可能となる看護小規模多機能型居宅介護事業所（登録定員 29 人）の整備を進め、介護サービスの充実を目指します。

なお、施設・居住系サービスについては、住宅型有料老人ホーム等の整備状況等を総合的に判断し、本計画期間中には新たに施設・居住系サービスの整備は行わないこととします。しかし、施設入所希望者の状況や介護保険料額への影響を踏まえながら、次期計画における施設整備の必要性については今後も継続的に検討していきます。

### ■地域密着型サービス及び施設・居住系サービスの整備目標

	2024年度	2025年度	2026年度
地域密着型（介護予防）サービス			
認知症対応型共同生活介護※ （グループホーム）	公募	← 3か所 54人 →	開所
看護小規模多機能型居宅介護	公募	← 1か所 29人 →	開所
施設・居住系サービス			
		予定なし	

※認知症対応型共同生活介護は、地域密着型サービスと居住系サービスの両方に該当しますがここでは地域密着型サービスとして表示しています。

## 2 被保険者数及び介護保険事業費の推計

### ■被保険者数の推計

	第9期計画			長期推計			
	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度	2040年度	2050年度
被保険者数（人）	82,852	83,475	83,828	85,246	85,875	86,472	87,728
40～64歳	51,100	51,480	51,402	51,091	49,037	46,410	43,379
65歳以上	31,752	31,995	32,426	34,155	36,838	40,062	44,349
うち 65～74歳	14,286	13,815	13,956	14,526	17,207	19,623	19,535
うち 75歳以上	17,466	18,180	18,470	19,629	19,631	20,439	24,814
総人口（人）	154,924	155,197	155,154	154,984	153,925	151,845	145,393
高齢化率（％）	21.2	21.4	21.8	23.0	25.2	28.0	31.3

各年 10月1日時点

■標準給付費の推計

単位：千円

区分	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度	2050年度
総給付費	8,026,284	8,268,820	8,625,851	11,660,171	12,547,574
特定入所者介護サービス費等給付額	146,723	151,603	156,455	200,940	217,653
高額介護サービス費等給付額	231,374	239,106	246,759	316,342	342,653
高額医療合算介護サービス費等給付額	27,426	28,303	29,209	38,092	41,260
審査支払手数料	4,687	4,837	4,992	6,510	7,051
標準給付費	8,436,494	8,692,669	9,063,266	12,222,055	13,156,191

■地域支援事業費の推計

単位：千円

区分	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度	2050年度
地域支援事業					
介護予防・日常生活支援総合事業	297,751	313,909	332,574	310,011	331,518
包括的支援事業・任意事業	231,079	234,339	238,442	269,833	290,989
地域支援事業費	528,830	548,248	571,016	579,844	622,507

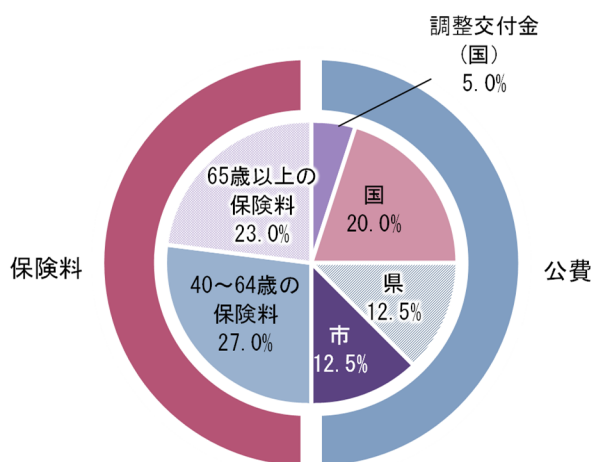
### 3 第1号被保険者の保険料

介護保険事業に必要な費用は、公費（国・県・市）と65歳以上の第1号被保険者の保険料、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で負担し、それぞれの負担割合は法令で定められています。

第9期計画期間の65歳以上の第1号被保険者の負担割合は第8期計画期間と同様に23%となります。

第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間を通じ財源の均衡が図られるように設定します。

■介護保険の財源構成





## 4 所得段階別の保険料

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの本市の介護保険料を、次のとおり定めます。

**基準月額 5,900円**

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。本市では被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料の設定を行うため、第9期計画の保険料段階を17段階とします。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	本人が市民税非課税 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の世帯に属する高齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税の世帯に属する人で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.185	1,090円	13,080円
第2段階		×0.385	2,270円	27,240円
第3段階		×0.585	3,450円	41,400円
第4段階		×0.85	5,010円	60,120円
第5段階(基準)		基準額	5,900円	70,800円
第6段階	本人が市民税課税 合計所得金額が125万円未満の人	×1.20	7,080円	84,960円
第7段階		×1.30	7,670円	92,040円
第8段階		×1.50	8,850円	106,200円
第9段階		×1.70	10,030円	120,360円
第10段階		×1.90	11,210円	134,520円
第11段階		×2.10	12,390円	148,680円
第12段階		×2.30	13,570円	162,840円
第13段階		×2.50	14,750円	177,000円
第14段階		×2.80	16,520円	198,240円
第15段階		×3.20	18,880円	226,560円
第16段階		×3.60	21,240円	254,880円
第17段階		×4.00	23,600円	283,200円

※第1段階から第3段階までは低所得者の保険料負担軽減強化措置後の金額となります。

※保険料月額は基準月額に基準額に対する割合を掛け、10円未満を切り捨てた金額です。

**第9期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画（概要版）**

発行 令和6年3月

発行者 刈谷市 / 編集 福祉健康部長寿課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL：0566-62-1013

FAX：0566-24-2466